平成１９年８月１日（水）

於：三番町大会議室

# 平成 19 年度養豚問題懇談会速記録

農林水産省

目　　次

１．開　　会 …… 1
１．委員の紹介 …… 1
１．座 長 選 出 …… 2
１．あ い さ つ …… 3
１．配付資料の確認 …… 4
１．議　　事
（１）養豚問題懇談会要領（案）について …… 4
（２）養豚をめぐる情勢 …… 6
（３）養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた平成 19 年度行動計画（案）
について …… 21
１．閉　　会 …… 45

## 開　　会

○北池畜産技術室長　定刻になりましたので、ただいまから平成19年度養豚問題懇談会を開催いたしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

私、農林水産省生産局畜産部畜産振興課畜産技術室長の北池でございます。座長が選出されるまでの間、私が司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 委員の紹介

○北池畜産技術室長　皆様既に顔なじみの方かと思いますが、交代された委員の方もいらっしゃいますので、改めて当懇談会の委員の先生方の御紹介をさせていただきたいと思います。

それでは座席順でございますが、阿部委員でいらっしゃいます。

伊東委員でいらっしゃいます。

小田切委員でいらっしゃいます。

纐纈委員でいらっしゃいます。

志澤委員でいらっしゃいます。

木村委員の後任で、西馬場委員でいらっしゃいます。

信國委員でいらっしゃいます。

坂東委員でいらっしゃいます。

堀江委員でいらっしゃいます。

本多委員におかれましては少し遅れられるということで、後ほど来られるということでございます。

矢入委員でいらっしゃいます。

なお、神保委員の後任でございます菊地委員、水田委員の後任でございます添田委員及

び橋口委員におかれましては、本日はやむを得ない事情で御欠席されるとのことでございます。

続いて、事務局の主な出席者を紹介させていただきます。着席順で紹介いたします。

本川畜産部長でございます。

徳田畜産企画課長でございます。

同じく畜産企画課の本郷畜産環境・経営安定対策室長でございます。

同じく畜産企画課の中林畜産総合推進室長でございます。

牧元食肉鶏卵課長でございます。

同じく食肉鶏卵課の強谷食肉需給対策室長でございます。

消費・安全局動物衛生課の山本国内防疫調整官でございます。

畜水産安全管理課の大石総務班課長補佐でございます。

私の左手でございますが、畜産振興課の元村飼料専門官でございます。

同じく畜産振興課の俵積田家畜改良推進第２班課長補佐でございます。

## 座　長　選　出

○北池畜産技術室長　続きまして、今年度の養豚問題懇談会につきましては、基本的に昨年度と同様の運営をいたしたいと考えております。

そこで座長につきましては、信國委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○北池畜産技術室長　それでは御異議がないようでございますので、信國委員に座長をお願いしたいと思います。

信國委員、座長席に御移動をお願いいたします。

○信國座長　それでは御指名でございますので、引き続き座長をやらさせていただきたいと思います。

皆様の御協力でスムーズな議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## あ　い　さ　つ

○信國座長　会議に入ります前に、まず本川畜産部長からごあいさつをいただきたいと思います。

○本川畜産部長　畜産部長の本川でございます。よろしくお願いいたします。

この会、17年3月に一定の報告書をおまとめいただいておりまして、私どもそれに即して毎年の工程表を作らせていただいて、政策を進めてきているところでございます。

昨年は私が就任する直前に会合があったようでございますので、今回出させていただくのは初めてでございます。

御承知のように、最近の養豚をめぐる情勢、配合飼料の価格上昇の問題でありますとか、あるいは交渉が夏休みの時期に入っておりますが、ＷＴＯの農業交渉、あるいは諸外国とのＥＰＡ、ＦＴＡ交渉など、国際化が進展するという状況もございますし、一方で病気の問題、慢性疾病の問題も生じておるわけでございます。

常日頃から私どもいろいろと、生産者の方々なりとも意見交換をさせていただきながら、行政を進めてきているわけでございますけれども、毎年関係者の方々が一堂に集まっていただいて、意見交換をしながら工程表を作り行政を進めていく。非常に有効な手段となっているんではないかなと思っております。

18年度の行動計画をお見直しいただいて、さらに19年度の行動計画について御論議をいただくということでございます。どうか、忌憚のない御意見をいただきますことをお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○信國座長　ありがとうございました。

ただいまのごあいさつにもございましたように、本懇談会は、平成17年3月に取りまとめられました養豚問題懇談会報告書に示されましたいろいろな問題、今後の養豚のあるべき姿の実現に向けて、関係者が一体となって取り組んでいただくための行動計画の策定でございますとか、その実施につきましての検討等について、毎年検証していくということでございます。

本日も、19年度の行動計画をどうするかというのを最終的にまとめていただくということでございますので、皆様からの忌憚のない御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

配付資料の確認

○信國座長　それでは議事に入ります前に、事務局から本日の配付資料の御確認をお願いいたします。

○北池畜産技術室長　それでは、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

番号を付しておりますが、まず資料１で、平成19年度養豚問題懇談会議事次第。資料２、平成19年度養豚問題懇談会委員名簿。資料３、養豚問題懇談会要領（案）。資料４、養豚をめぐる情勢。資料５、18年度に明らかになった課題と19年度行動計画の概要。資料６、平成18年度養豚問題報告書の具体化に向けた行動計画の取組結果と課題等について。資料７、平成19年度養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画（案）について。

引き続き、参考資料にいかせていただきます。参考資料１、養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた工程表。参考資料２、平成18年度養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画について。参考資料３、養豚問題懇談会報告書（平成17年３月）。参考資料４、アニマルウェルフェアに対応した家畜の飼養管理に関する検討会。参考資料５、ＷＴＯ農業交渉をめぐる最近の動き。

資料につきましては以上でございます。漏れがございましたら、事務局に御連絡をいただきたいと思っております。

○信國座長　資料について、よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に沿って進行させていただきたいと思います。

日程でございますけれども、本日の検討会、遅くとも16時ぐらいには終了したいということで進めたいと思いますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

議　　事

（１）養豚問題懇談会要領（案）について

○信國座長　まず議事（１）「養豚問題懇談会要領（案）について」、事務局の説明をお願いいたします。

○俵積田課長補佐　資料３、養豚問題懇談会要領（案）について御説明を申し上げます。

本懇談会につきましては、これまで特に開催要領といったものを明確に定めてはおりま

せんでしたけれども、畜産部内の他の同様の懇談会等につきましても、こういった要領を定めさせていただいておりまして、養豚懇談会につきましても、今後はこの要領に基づいて運営をさせていただければと思っております。

内容につきましては、これまで運営をしてきたことを明文化したものでございますので著しい支障はないかと思いますが、かいつまんで内容をちょっと御説明申し上げます。

趣旨については省略をさせていただきますが、２の検討内容につきましては、１点目が先ほどの部長あいさつにもございましたとおり、報告書をまとめていただくという作業がございます。

それと２点目、３点目が本日の懇談会の内容になりますけれども、報告書を具体化するための行動計画の策定、あるいは行動計画の検証といったことでございます。

４点目につきましては、その都度必要があれば必要な事項について御検討いただくということです。

３番目の懇談会の構成につきましては、委員の人数でございますとか任期について記載をしております。

運営につきましては、１点目につきましては、委員の皆様以外にも必要に応じまして参考人の方においでいただいて、場合によっては参考人の方から御意見をいただくということも考えております。

２点目、３点目、４点目でございますけども、懇談会自体は、会議そのものもそうですし、会議の資料、あるいはお名前のついた議事録についても、原則公開をすることとしております。

ただ、公開すると著しい支障がある内容については、一部、または全部を非公開とするということも考えております。

非常にかいつまんで、走り足でしたけれども、以上でございます。

○信國座長　ありがとうございました。

今まで会議の都度、御了解を求めながら進めてきたことでございますので、特段御異議ないと思いますが、よろしいでしょうか。

それではこの要領をお認めいただいて、この要領に沿って開いていくということでございます。

従いまして、本日の会議につきましても、公開ということでやらせていただきたいと思います。議事録については、発言者名も明らかにしながら公開とするということでござい

ますので、よろしくお願いいたします。

（２）養豚をめぐる情勢

○信國座長　続きまして、議事（２）「養豚をめぐる情勢」の説明ということで、幾つかございますが、一括して資料の説明をお願いすることにしたいと思います。よろしくお願いします。

まず、養豚をめぐる情勢からお願いします。

○俵積田課長補佐　それでは、資料４の養豚をめぐる情勢につきまして、御説明を申し上げます。

内容につきましては、昨年来委員をお願いしている先生方にとりましては大きな変更はございませんけれども、昨年から今年１年にかけての大きな変化を中心に、御説明を申し上げたいと思います。

まず１ページでございますけれども、これは今さら申し上げるまでもございませんが、一番上の赤い折れ線グラフが豚肉でございまして、豚肉につきましては牛肉、あるいは鶏肉が近年低迷する中でも着実に消費が伸びておりまして、直近では 12kg を超えるような状況になっております。

２ページにつきましては、今、消費量が伸びているということで、豚肉の重要性についてお話をしたわけでございますけれども、豚肉供給の内訳という図がございます。折れ線と棒グラフが混じった部分でございますけれども、この折れ線が豚肉の自給率をあらわしておりまして、豚肉の消費が伸びる一方、残念ながらそれが自給率の向上という形には必ずしもつながってはいないということで、直近では自給率は 50%にまで低下をしておるということでございます。

その中でも国産と輸入品との仕分けについて、用途別供給量ということで、横に赤と黄色と青でお示しをしてございますけれども、おおむね豚につきましては４割が家計消費、３割が加工、その他が３割となっております。その中でも国産は、家計消費のところで大きなシェアを占めているということでございます。

３ページで豚肉の価格につきましては、そこに卸売価格の推移をグラフが示してございますけれども、ここにあるとおり、季節変動が非常に大きいものであるということでございます。

国産と輸入豚肉の小売価格を示したものが、そこの横に出ておりますけれども、国産については近年、堅調に推移をしておりまして、240 円台で推移をしておるという状況でございます。

４ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

５ページで、差額関税制度についてでございます。こちらについても差額関税の制度そのものについての御説明は省略をさせていただきます。

６ページに、差額関税制度の取扱について書いてございますので、こちらについてちょっと御説明を申し上げたいと思います。

差額関税につきましては、我が国の養豚にとって非常に重要な意味合いを持っておるわけでございますけれども、さまざまな意見があることから、平成 17 年度の養豚問題懇談会を皮切りに、各方面の方々と意見交換を行ってきたところであります。

そこに重立った意見ということで、生産者、加工・輸入業者の皆さん、あるいは消費者、マスコミ等ということで、それぞれの主な意見を書いてございます。

今後の取扱につきましては、去る６月 19 日に閣議決定をされました、いわゆる骨太の方針の中で、「ＷＴＯ交渉の中で差額関税制度のあり方について検討をする」というふうに記載をされておりまして、今後の制度のあり方につきましては、関係者のこういった重立った御意見を踏まえながら、またＷＴＯ交渉の中で検討をしていくこととしております。

７ページで豚肉に係る国際動向ということで、我が国のＥＰＡ、ＦＴＡ交渉をめぐる状況を中心にまとめてございます。

ここ１年で特に大きな動きとしては、豚肉に関係するものといたしまして、チリが昨年９月に大筋合意をしておりまして、３月に署名がされているということでございます。

内容については、ほぼメキシコの内容と同様でございまして、先ほどの差額関税の従価税部分の税率を、通常 4.3%を 2.2%に半減した専用枠を設けるということでございます。

その後、ここ１年間の動きといたしましては、ＧＣＣ（湾岸協力理事国）加盟国というところ、あるいはベトナム、インド、大きなところでは豪州といったところと、政府間の交渉を進めておるという状況でございます。

８ページにつきましては、養豚の生産額のウエートを示してございますけども、説明は省略をさせていただきます。

９ページで、生産構造につきましては、オレンジ色の赤の線が１戸当たりの飼養頭数でございます。こちらは着実に増加をしておるということでございます。

農家戸数につきましては、緑色の折れ線グラフでございます。こちらは年々減少しておるということでございます。

飼養頭数につきましては、去る７月 20 日に公表されました直近のデータでは、若干増加をしておるというようなことになっております。

10 ページにつきましては、今の状況を地域別に見たものでございます。地域別に図で示してございますのは、平成 14 年と、今回平成 19 年２月１日と、過去５年間で比べたものでございます。飼養戸数はいずれの地域も減少しておるということです。

昨年との比較では、沖縄は減少しておりませんけれども、５年間の動きで見ると、いずれの地域も減少しておるということです。

地域別頭数につきましては、頭数のそれぞれの規模が出ておるわけでございますけれども、それと増減につきましては九州では増加をしておると。東海、近畿、沖縄といったところで頭数が減少しております。

１戸当たりの飼養規模につきまして、一番下に出ておりますけれども、北海道、東北、あるいは関東・東山といったところが非常に大きな伸びを示しております。

続きまして 11 ページ、収益性についてでございます。収益性につきましては、肥育豚１頭当たりの所得、あるいは１日当たりの家族労働報酬がそこに示してございますけれども、18 年の数字につきましては、原油価格の高騰等によりまして光熱動力費が増加をしておりますが、豚肉の価格が先程お示しをしましたような形で、堅調に推移をしておるということで、収益性は高水準で推移をしております。

ただ、これは調査の関係で、直近の動きを必ずしも反映したものではないということで、御了解ください。

12 ページで、養豚における担い手の確保ということで、養豚における経営安定対策について、対象経営を認定農業者を基本とするということでございまして、これまでも養豚につきましては、認定農業者になれるような要件を満たしている方は非常に多いんですけれども、これまで必ずしも認定を受けてこなかったということで、そういう要件を具備している方については、認定農業者になるべく取組を進めているところでございます。

また、必ずしも認定農業者の条件を具備していない方についても、生産者組織の中で担い手育成に係る計画を作ってていただきまして、自らもその認定農業者を目指して、意欲を持っておられる経営については準ずる者ということで、政策の対象としてきておるところでございます。

13 ページは、改良体制の強化についてでございます。豚の改良につきましては、養豚問題懇談会報告書の公表と合わせまして、改良増殖目標を定めておりますけれども、こちらについて、さらに 17 年 10 月にその改良目標の具体化に向けた、家畜改良増殖推進検討会を開催いたしておりまして、そこで報告書を取りまとめてございます。

ただその後、いわゆる税源委譲等によりまして、これまでの補助事業等の政策手段の運営が難しくなったという状況変化がございましたので、本年９月に豚の改良体制整備中央推進検討会を開催しておりまして、報告書の具体化に向けた行動計画を策定しておるところでございます。

14 ページにつきましては、えさの需給動向でございます。今さら申し上げるまでもございませんけれども、配合飼料の家畜別生産量の中で、真ん中の円グラフのピンクのところになりますが、豚は約４分の１のシェアを占めております。

右手に豚の配合飼料原料の使用割合が示してございますけれども、６割弱がとうもろこしであるということでございます。

15 ページにつきまして、御説明を申し上げます。まずグラフがございますけれども、とうもろこしのシカゴ相場の推移が書いてございます。皆様御承知のとおり、とうもろこしにつきましては昨年秋以降、バイオエタノール向けの需要が非常に増加をしておるということで、価格が高騰しておりました。

そこに 19 年２月 22 日の数字が出ておりますけれども、一時は１ブッシェル当たり４ドルを超えるような水準で推移をしておりました。ところが一方、アメリカでの作付が非常に大幅に伸びて戦後最大の規模になっておるという発表がありまして、その後は一時期より大分落ちついてきておりまして、３ドル台前半で推移をしております。

ただ一方、そこのグラフのさらに下にございますけども、豚の配合飼料価格の推移が示してございます。とうもろこしの価格上昇等を踏まえまして、価格につきましては５月での工場渡し価格が５万 2000 円となっております。

ただ、こういった価格上昇に対しましては、配合飼料価格安定制度がございまして、通常補てん、あるいは異常補てんという形で、実際の生産者の支払いが軽減されているということでございます。

また、こういった価格安定制度のほかにも、19 年度からは飼料購入資金を低利で融資するような制度融資を創設しておりますし、できるだけえさをむだにしないという観点から、家畜の生産性の向上の取組も進めております。また、その代替となるような未利用資源の

利用の促進にも努めているところでございます。

16 ページが、今お話にちょっと出ました未利用資源になりますけども、エコフィードの推進でございます。エコフィードにつきましては、食品製造業あるいは食品卸小売業、外食産業それぞれで発生をするわけでございますけれども、現状でも３割とか、食品卸売業であれば１割強は利用されているという状況にございますが、これを今後も拡大をしていくということで考えております。

特に、今申し上げた３業種の中でいきますと、食品製造業あるいは食品卸小売業といったところから排出される食品残渣につきましては、品質・内容が明らかであるということで、また安定的な供給も見込まれるということでございますので、こういったところを中心に飼料化を推進してまいりたいと考えております。

また、飼料化の推進に合わせまして、エコフィードの認証制度の創設も検討していかなければならないと考えております。

その次に 17 ページで、飼料米の現状と課題でございます。米の飼料への利用につきましては、とうもろこし価格が非常に高騰しておるということで期待が高まっておるわけでございますけれども、現状ではそこに図で示してございますが、飼料米がキロ当たり 142 円に対してＣＩＦ価格と比べて 7.4 倍、あるいは現地での相場と比べても５倍ということで、非常に大きな格差があると。つまり価格面でいきますと、なかなかとうもろこしと直ちに置きかえるというような状況にはございません。

ただ、こういった飼料米を使ったものにつきまして、高付加価値化を図るという取組を通じまして、こういった価格の格差を埋めるような取組が重要になってくるかと思っております。

18 ページで、家畜の生産性向上に向けた取組でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり飼料価格が高騰する中で、できるだけ生産性を上げていこうということでございます。

試算として示してございますのは、その図でいきますと右手のほうになりますけども、離乳した後から出荷までの子豚の事故率が 7.5%から３％に減少しますと、１戸当たりで 120 万円の所得の増加につながるということでございまして、こういった生産性の向上の取組が重要になってきております。

19 ページは、こういった価格上昇につきまして、関係者の皆様に状況を御理解いただくとともに、共通認識を持っていただくということで、こういった協議会を設置しておりま

す。これまでに２回、開催をしております。

20 ページは、ポジティブリスト制度の施行でございます。ポジティブリスト制度につきましては、皆様御承知のとおりでございます。これについては説明を省略させていただきますけれども、現在、農水省では飼料中の農薬の残留基準の設定や、動物用医薬品の使用基準の改正等を行っているところでございます。

21 ページからは、養豚経営における環境問題についてでございます。説明を省略させていただきます。

22 ページでございます。これまで環境対策については、家畜排せつ物の適正な管理ということで、その管理をすることを中心に進めてきたわけでございますけども、今後は利用の促進が、これまで以上に重要になっているということでございます。

そこには、農業者の方々の家畜排せつ物の利用に対する意向であるとか、あるいは利用するに当たっての、どういった堆肥が望まれるかといったようなアンケート結果が示されてございます。詳細については、説明は省略させていただきます。

23 ページでございます。畜産経営から排出されます汚水につきましては、水質汚濁防止法に基づきまして、一定の排出基準が決められているわけでございますけれども、これまで養豚経営につきましては、１リットル当たり 900㎎の暫定基準が設定をされておりました。こちらにつきましては 19 年７月までの期限でございましたけれども、今回これが 22 年６月までに延長されることになりました。

ただ、今後はまたこの排出基準がさらに強化をされるということも懸念されますので、そういったところに対応していくことが重要であろうかと思います。

24 ページ、25 ページにつきましては、豚の疾病の発生状況をお示ししてございます。こちらのほうは後ほどごらんいただければと思います。

26 ページは、豚コレラの清浄化ということでお示しをしてございます。豚コレラにつきましては、平成５年以降発生がないということで、ワクチンを用いない防疫体制を確立しようということで、平成８年度からはまずワクチンの徹底接種を皮切りに、10 年間をかけて段階的に取組を進めてきたところでございます。

その取り組みの結果、19 年４月からは全面中止をして１年経過したということで、我が国は豚コレラの清浄国になったという御報告でございます。

27 ページは、オーエスキー病の防疫対策です。オーエスキー病につきましても、これまでも各般の取組を進めてきたわけでございますけれども、現状といたしましては、抗体陽

性農家はそんなには増えてはいない。増えてはいないんですけれども、なかなか清浄化が進まないということで、今の対策、これまで進めてきて既に 15 年程度経過をしているものですから、今後はまた新たな取組方針について検討をすることとしております。

その内容が 28 ページに書いてございます。そこにもありますとおり、海外の事例から見ても清浄化は技術的に可能なことでございますので、取組を進めていく必要があろうかと思います。

また、オーエスキーの清浄化に取り組むことによって、一義的にはオーエスキーの清浄化ということになるわけでございますけれども、衛生管理を徹底することによりまして、ＰＲＲＳ等、今、生産現場で問題になっているような病気の予防法にも、効果がもたらされるのではないかと思っております。

29 ページは、衛生の一般的な状況について書いてございます。今申し上げたようなＰＲＲＳといった病気が生産現場で問題になっておりまして、事故率の上昇につながっているということが言われております。

そこに鹿児島と北海道の事例が掲げておりますけれども、衛生管理の徹底によって、事故率の軽減が可能であるということが示されております。

30 ページについては、説明を省略させていただきます。

参考資料４を御説明いたします。アニマルウェルフェアに対応した家畜の飼養管理に関する検討会要領について、御説明をします。

アニマルウェルフェアにつきましては、既にＥＵや米国、あるいはＯＩＥ（国際獣疫事務局）で、家畜のアニマルウェルフェアに関する基準づくりが進められておるということで、我が国もこういった国際的な動きに対応して、我が国独自の対応方向を検討する必要があるということで、この検討会を設置しております。

１枚めくっていただきまして、検討会の構成を見ていただければと思います。アニマルウェルフェアにつきましては、採卵鶏、豚、ブロイラー、乳牛、肉牛、あるいは馬ということで、いろんな畜種があるわけでございますけれども、そこの構成の絵にありますとおり、まず畜種ごとに分科会をつくりまして、その中で飼養管理の指針（案)、ガイドライン（案）をつくっていただくということでございます。そして、この全体を御検討いただく推進委員会で、最終的な指針を取りまとめていただくということでございます。

また、アニマルウェルフェアに関しましては、科学的な知見に基づいた議論をすることが非常に重要でございますので、推進委員会、分科会とは別に、学識経験者によります科

学的知見分析グループを設けておりまして、こういったところから科学的知見を提供していただくというふうにしております。

具体的なスケジュールにつきましてはその次のページでございまして、各畜種２年ぐらいをかけまして、１年目で指針案、まず原案をつくっていただくと。そして２年目につきましては、その指針に基づいて実際に豚を飼ってみるという試行試験を実施するということでございます。

そういった試行試験等も踏まえて、２年目で最終的な案を取りまとめていただくというふうに考えております。

以上です。

○強谷食肉需給対策室長　それではＷＴＯについての御説明をしたいと思いますので、参考資料５を御参照いただきたいと思います。

昨年も同じような資料を説明したという印象があるかと思いますけれども、今回の資料はその後の動きと、もう１つ、ＷＴＯの生い立ちも、冒頭の方に詳しく述べてあります。

まず、生い立ちにつきましては、時間の関係もございますので説明は省略させていただきますけれども、現状につきまして、２ページの後半の方を見ていただきます。今回のＷＴＯの交渉と申しますのは、ウルグアイ・ラウンドのときの結果が、途上国にとってはあまり貿易の拡大につながっていないということで、不満がたまっているところも踏まえまして、開発を主眼としたラウンドにしようということで、途上国を配慮した形で、このラウンドを開始したという経緯がございます。このため、ドーハ開発ラウンドと「開発」という文字が入っているわけでございます。

分野といたしまして、３ページの上にございますが、農業の分野におきまして、我が国にとって関心の高い部分は、（１）の市場アクセス、それと（２）の国内支持といった分野でございますけれども、それ以外にも非農業産品の分野があるわけでございます。

次に４ページですが、これはスケジュール的な動きをざっと示しております。今の時点、御覧いただきますと、７月中旬に農産品、あと非農産品の交渉の議長テキストが提示されまして、これが９月以降、本格的に議論されるという状況になっております。

この議論はモダリティの確立、削減のルールを確立しようということ、さらにそれを確立した上で、各国からの譲許表案、具体的にはどのぐらい関税を下げるかという案の提出、その後交渉を経て合意という流れになっておるわけでございます。

各交渉グループの相関図的なものが、５ページにございます。縦軸に輸入国、輸出国の

関係、横軸に先進国、途上国の関係ということで分類してございます。

去る６月の時点で、重立ったＧ４という４カ国の閣僚レベルが集まって議論した結果が、うまくいかなかったという報道がございましたけれども、これは☆印の４カ国が６月の時点の国でございます。

あともう１つ◎印がございますが、これに日本とオーストラリアが加わったＧ６というメンバー国も、この交渉の大きな方向性を議論するという意味で、重要なグループでございます。

もう少し具体的に、その相関を示したのが７ページでございます。三角形の構図になっておりますけれども、右側のブラジル・インド等の途上国グループ（G20）がございますが、こちらに対して先進国の立場では、非農産品についてのより有利な貿易条件、こちらの途上国からしてみれば、市場参入といった観点から、ＥＵとか日本に対する市場アクセスの拡大。一方、米国に対しては、農業補助金の削減といったところが、大きなテーマになっておるわけでございます。

Ｇ４の議論におきましては、農業補助金の削減と非農産品の交渉をめぐりまして、大きな対立が解けなかったといったところでございます。

次に、８ページを御覧いただきたいと思います。議長テキストというのが大まか、どういうふうなものがあるかということを示しているのが、この図でございます。これは市場アクセス分野ということで示しております。後で補助金の分野も出てまいります。

考え方といたしましては、各品目の関税の高さに応じて４つの階層に分けまして、それぞれにその削減率を適用するという考え方に基づいており、関税率の高い品目ほど削減の幅が大きいという考え方になっております。

これが一般品目で、これの例外を必要としているということにつきまして、重要品目については、タリフラインの何パーセントということでの制限を課すと。さらに、この下の方に特別品目とありますけれども、これは途上国向けに対して、例外と異なる扱いをするという考え方でございます。

市場アクセスの分野におきましては、10 ページを御覧いただきたいんですけれども、こういった関税水準の削減というほかに項目といたしまして、タリフ・エスカレーション。これは加工度が増すほど関税率が高くなるというもので、自国の加工産業を保護とはいってもその程度は大きな問題だという問題意識に基づく議論でございます。

もう１つ、関税簡素化は従量税などの複雑な関税制度を簡単にするべきだという議論で

ございます。

この他に、今度は国内支持分野では、補助金の分野の話がございます。これが 11 ページでございます。

この補助金の分野におきましては、日本、米国、ＥＵ、その他という形で大きく仕分けられています。まず、政策を貿易の歪曲の度合いに応じてカテゴリー分けしまして、歪曲性がないというのが緑、最も歪曲性があるのが黄色、その中間が青という考え方でございます。

補助金の額が生産額に比べて極めて小さいものはデミニミスと称しまして、これもまた今までは対象外だったんですけども、対象に含めようという議論がなされておるところでございます。

次の 12 ページには、補助金の程度の大きいものがＥＵ、その次が日米、その他ということで分けて、削減率をそれぞれに仕分けて適用しようという考え方でございます。

ちょっと飛ばしまして、15 ページを御覧いただきたいと思います。15 ページには、これまでＷＴＯ交渉の中で、各交渉グループがいろいろ提案を出しているわけでございますけども、これの提案と、今の議長テキストの考え方がどの辺にあるかというのを示しておるわけでございます。

各国の提案が縦書きにずっと並んでおりますけれども、これのピンクの部分が今回の議長テキストの中で取りまとめられているところでございまして、９月からの議論はこういったピンクの内容をめぐりまして、議論が本格化するであろうと考えておるわけでございます。

最後のほうに、ＷＴＯ関係の言葉になじみのないものが多いものですから、基本用語集ということで用語集をつけておりますので、御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○信國座長　どうもありがとうございました。

養豚をめぐる情勢、それから関連いたします２つのことについて説明がございました。

ただいまの説明に対しまして、御質問があればお受けしたいと思うんですが。

志澤委員。

○志澤委員　この問題検討会、毎年重ねていただいているわけですけども、我々、生産者の考え方の中で、１つだけ確認をさせていただきます。

養豚問題懇談会報告書の２ページの、参考資料３も含めてですけれども、国内の食料・

農業・農村基本法に基づく基本計画において、豚肉の品目別自給率目標73%（27年度、重量ベース）というのをうたわれて、養豚の安定的な発展を図る必要があるということで、これに沿って計画だとか、あるいは合同計画の策定が行われようとしていることでよろしいわけですね。

今現在50%ですけども、こういう目標に沿った形の養豚振興をどうあるべきかと、根底にかかわる目標設定数値は閣議決定をされていたわけですから。

○俵積田課長補佐　今、御指摘のありましたように、養豚問題懇談会の報告書につきましては、基本計画の検討過程と並行して検討されております。懇談会報告書そのものには、自給率の数字についての言及はないわけでございますけども、ここで議論されたことは、当然食料・農業・農村基本計画の実現に向けて、必要なことが議論されているというふうに理解しております。

○志澤委員　ですから、この基本計画の目標73%に向かって、養豚問題懇談会を検討しているということでいいわけですね。

○俵積田課長補佐　そういうことです。

○志澤委員　はい、わかりました。

○信國座長　ほかにございませんでしょうか。

纐纈委員。

○纐纈委員　参考資料４でもらいました、アニマルウェルフェアに対応した検討会ということで書いておられるわけですけども、これほど早急に２年間でやってしまうとか、ちょっと実験してやってしまいますというようなものでよいのかどうか。今、70%と言っていましたけども、養豚農家にとっては死活問題になりかねない。なるような大きな問題を含んでいると。それをこのぐらいの短い間で、たったったっとやってしまうというようなことでいいのかどうか。

養豚を振興するんじゃなくなるのではないかということについて、ちょっと御説明をお願いしたい。だれが仕掛けたのかと。

○信國座長　北池室長、お願いします。

○北池畜産技術室長　アニマルウェルフェアの問題につきましては、ここにも書いてございますように、国際的な動きが高まってきており、ＯＩＥのような機関の中で、国際的な基準づくりが始まっているところでございます。去年この関連の研究会をやらせていただいたときも、基本的に畜種別のガイドライン、それも欧米のガイドラインをそのまま導入

するわけではなくて、我が国の飼養管理等に適した畜種別のガイドラインを急ぐべきだという御提言もいただいておりますので、それを受けて検討を始めたところでございます。

２年間ということで、短いという御意見もいただきましたけども、基本的に今回、我が国の飼養管理実態をまず今年度調査しようと考えております。どれぐらいの農家から回答いただけるかわかりませんが、大体 5000 件ぐらいの農家の方の、今の飼養管理実態を調査した上で、科学的分析グループ等にいろいろ御意見を聞きながら、進めていきたいと考えているところでございます。

○纐纈委員　質問ですけど、２年間というのはどういうあれで出てきたんでしょうか。

○北池畜産技術室長　飼養管理基準をつくるということですので、基本的に１年目に飼養管理実態を調査した上で原案を作成し、２年目で、現地で状況等を把握しながら成案を作っていこうということで、２年間の設定をしたところでございます。

○纐纈委員　それぐらいの短い間で把握し、農家の意識改革をし、やっていけるものでしょうかというのが最大の疑問でございます。

○北池畜産技術室長　そこにつきましては、委員会の中でいろいろ御議論をしていただいた上で、基本的な考え方として、２年ということを設定させていただいているところでございます。

○纐纈委員　下手しますと、本当にさっきも言いましたけど、振興課長の顔を見てこようと思って来たんだけども、振興じゃなくなりかねない。

○北池畜産技術室長　アニマルウェルフェアの取り組みにつきましては、必ずしも欧米も一枚岩ではなく、いろんな取組が進められているところでございます。ヨーロッパの考え方とアメリカの考え方も違いますので、その辺踏まえまして、我が国の実態の中でいろいろ検討していきたいと考えているところでございます。

○信國座長　ちょっと補足させていただきますと、実は私もそちらのほうの委員に入っておりまして、去年の勉強会からあれしたんですけれども、端的に申し上げて今、海外でそういう動きがあるということにつきまして、例えば我が国で言えば、動物愛護関係の人は非常に関心を示して見ていて、放っておくとそういうものを直ちに日本にも適用せいということを言ってくる可能性がある。

じゃあ、主としてヨーロッパ、アメリカの動きはどうなんだということで、ヨーロッパの動き、アメリカの動きもいろいろ調べてみた結果、どうもアメリカは、むしろ業界が自主的に自分たちでこういうことを守っていきましょうと、自分たちで基準をつくって、自

分たちでそれを守っていきましょうという方向で対応しておられる。

放っておいて、やみくもにこういうことをやれと言われるよりは、自分たちでやれるということで、これも動物愛護的な見方からだけじゃなくて、産業として成り立つという条件を当然備えながらやらなきゃいかんじゃないかということを、まず前提として置いた上で検討していこうと。

それからもう１つ、アニマルウェルフェアに留意した飼い方というのは、必ずしも生産性を落とすものばかりじゃない。中には非常に生産性の向上につながるものも多々あるわけなので、そういうことも含めて科学的な知見ということが１点あるんですけれども、むしろそういう基本をきっちり押さえたほうが、生産性が上がる面もあるんだという例を示しながらつくっていただこうという趣旨でございます。

纐纈委員御懸念のような、やみくもに厳しい基準を持ってくるのは、業界として守れないことになると、むしろアニマルウェルフェアの面からも見ても逆行することになるんではないかという声も出していただきながら、進めていく必要があるんじゃないかなと思っているところでございます。

○志澤委員　関連でいいですか。本来、我々生産者が今、発声しなきゃいけないことを纐纈委員がおっしゃったわけですけども、今、座長おっしゃられるように、ヨーロッパだとかアメリカ、特にアメリカについては御承知のとおり、生産者が集団で産業動物の養豚産業のアニマルウェルフェアをどうしたらいいかというのを発信したわけです。

つい最近パッカーが中心になって、スミスフィールドほか３社ぐらいが、私どもの扱っている豚肉はアニマルウェルフェアの、例えば種つけして 42 日間はストールですけど、その後は群飼をして、動物愛護をしながらというのを発信して、そういう肉ですよと。要するにパッカー主導型になったということを、非常に我々は懸念をしているわけですね。

日本なんていうのは国土が狭いところですし、そういうことを全く取り入れられるような方向ですと、今、纐纈先生がおっしゃるようなことになったときには大変なことになるという部分では、十分ひとつ実態を掌握していただきながら、消費者にも安全・安心な肉が提供できるような、そういう部分でのアニマルウェルフェアを考えていただけたらということは、私なんかが発言しなきゃいけないところを今、言っていただいたんですけど、その辺も十分考慮に入れて進めていただければと思います。

○本川畜産部長　まさにそういう生産現場の御意見もお伺いをしなきゃいかんということで名簿を見ていただくと、養豚生産者の方、それから養豚協会から御推薦いただいて、竹

延さんと平野さんにお入りいただいていますので、まさに志澤さんがおっしゃるような、業界としての意見はきちっとこのお二人に御主張いただいて、多くの場で議論していくということだろうと思います。

ただ、できない、できないと言っていたのでは、本当は我々が言わなきゃいけないことを座長におっしゃっていただいたんですけども、そういうことになってしまいますので、そこはペットフードにも法的規制を求めるような時代でありますから、まさにそういう観点も、我が国の養豚産業は忘れてないんだということを、きちんと対外的にも説明できる、主張できるようなものを議論していくということだと思います。

おっしゃるように、２年が長いか、短いかというのはあります。ただ、これだけ時代の変遷が早い時代でありますから、１年、２年議論して、作るのに５年もかかるというのでは、スピード感を疑われてしまうと我々は思っておりますので、そこはきちんとまとまるかどうかというのは、また２年かけてできるか、できないかというのはございますけども、一応そこは期限を定めて、我々としては進めたいと思っておりますので、ぜひ生産者の方々にこの場できちんと御主張していただいて、我々もやみくもに規制をかけようということは全然考えておりませんので、そこはきちんと議論をしていきたいと思いますので、何とか御理解をいただきたいと思います。

○纐纈委員　２年が短い、長いということでしたけど、皆さんの考えている時間の流れと、農家の流れと違う。危ないですよ、やっぱり。それが１つ。

もう１つは、海外の養豚の先進国と言われる国の農業基盤と日本の基盤とはものすごい違う、知らないはずがない。その中で２年と区切って、「うちはやるんだ」って。しかも、「も考えておる」と言われましたが、「も」じゃないんですよね、「を考えて」もらわんといかんわけです。農家がなくなったら、畜産振興なんて何のあれですかという感じがします。

○信國座長　そこはまた後で議論していただきます。必要ならまた工程の中で、関連のところでもう一度議論したいと思いますけど、時間の関係もありますので。

志澤委員。

○志澤委員　私もよく勉強してない部分があるんですけども、豚肉の関税というのは、この一覧表で置きかえると何％ぐらい。差額関税というのがありますけど、通常で言うとどのくらいの関税になっているんでしょうか。

○強谷食肉需給対策室長　豚肉の関税というのは、先ほどの図にありましたように 4.3%

と、あと従量税が価格に応じて適用されることになっております。

この実態として見てとれるのは、4.3%というのは分岐点価格のあたりから設定されるんですけども、貿易統計とか見る限りにおいてわかるのは、ほとんど 4.3%の水準で入ってきているのが実態でございます。

ＡＶＥの換算作業は、実はＷＴＯの中でやられているわけですね。これはタリフラインによってもいろいろ違うんですけども、大体 130 とかの水準が計算上の数字としては出ているわけです。

ただ、これ、どういうふうな考え方かといいますと、ＡＶＥというのは先ほど説明しました、関税の水準によって４つの階層に分けるという考え方がございますけども、まずこの階層のどれに該当するのか考えるために、ＡＶＥという水準を考えようということでございまして、これそのものをそのまま削減するとかそういうんじゃないんだというのが、この作業の前提条件で行われているものでございます。

豚肉はその換算でいけば、先ほど言った 130 とかいう数字で言えば、一番上の階層に入ることになります。

○信國座長　よろしいですか。

まだ質問あろうかと思いますけれども、後の 19 年度計画の工程表の議論の中で出していただくことにして。

○志澤委員　座長、今ごろ何でそんな質問するんだってお笑いになる方がおられるかもしれませんけども、実は豚肉の差額関税制度というのは、養豚をめぐる情勢の６ページに書かれております。

経済財政諮問会議の中で、差額関税制度を廃止するという話が出てきたのを、皆さん御承知だと思うんですね。我々としては「何言ってるんだ」という話で、大分いろいろと働きかけたわけですけども、ようやく差額関税制度のあり方となったわけです。

基本的には、これは消費者も守り、生産者も守り、そして本当はセットで、枝で輸入されてきたのがいつの間にかセットになり、コンビネーションになってきたという経過をよく理解していただかないと、関税がどの程度かというのは改めて確認しておいてもらわないと、結構大きな重要な議論になると思います。あえて質問をしたことを、御理解いただきたいと思います。

○強谷食肉需給対策室長　関税制度のそれまでの生い立ち、成り立ちといったものについては、この資料に書かれているとおりでございますけれども、それが先ほど申しましたＡ

ＶＥ、従価税換算という考え方の中で数字を申し上げましたが、これは従量税部分でございます。ですから、従価税部分はあくまで 4.3%。したがって、従量税部分の 130 何がしという数字については、これが本当にそうであるかどうかというのは、我々別問題だと考えております。

ですから、実質関税削減の議論がいずれかの段階でなされるところにおいては、この 130 という数字が交渉のベースとなる数字であるとは考えておりません。これはまた、今の差額関税制度が実際にどういう機能、効果を果たしているのかといったものを念頭に置きながら、交渉していかなければいけないと考えております。

○信國座長　そこはこれからの交渉の問題でもございますので、先に進めさせていただきます。

次の議事に入りたいと思います。

（３）養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた平成 19 年度行動計画（案）について

○信國座長　「養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画（案）」に移りたいと思います。

資料の説明を、俵積田課長補佐にお願いしたいと思います。

○俵積田課長補佐　資料５から資料７を御説明させていただきます。今、座長からありましたとおり、最終的には資料７の行動計画について御検討いただき、御了承いただくことになりますけども、こちらについてはかなり詳細な内容になっております。資料６と資料７をまとめたものが資料５となっておりますので、この資料５に基づきまして御説明を申し上げます。それぞれ項目が資料６、資料７で同様の構成になっておりますので、適宜御参照いただければと思います。

項目につきましては、養豚問題懇談会報告書に基づきまして、６項目について整理をさせていただいております。まず１点目の項目として、養豚経営の安定と担い手の確保でございます。

こちらにつきましては、18 年度認定農業者の増加のための取り組みをやってきておるわけですけども、18 年度に明らかになった課題といたしましては、引き続き認定率の向上、担い手の確保が必要であるということになっております。

従いまして、19 年度の行動計画といたしましては、認定農業者の要件を満たすような方

の掘り起こしを進めて認定率を上げていく。あるいは、いわゆる準ずる方の経営水準の向上に向けた、組織単位での取組を推進していくということであります。

また、地域肉豚事業や制度融資を、担い手に集中的に支援をするということでございます。

２番目の項目といたしまして、国際化に対応し得る生産・流通体制の構築がございます。先ほど御説明しましたように、改良につきましても関係機関の連携強化、あるいは遺伝的能力評価の普及が必要でございますので、こういったところを具体的に進めるための取組を、19 年度に検討したいと思っております。

あと、食肉処理施設の再編整備についても、18 年度に 16 カ所で進めておりますけれども、こちらについてさらに加速が必要だということでございます。したがいまして、19 年度もこういった取組をさらに推進する考えでございます。

３番目といたしまして、配合飼料価格が高騰いたしておりますので、事故率の低減といった生産性の向上やエコフィードの利用ということで、新たな飼料原料の確保を進めることが必要であるということでございます。

また、こういった価格高騰をしていることに対して、関係者の状況に対して御理解をいただく取組が必要であるということでございます。

19 年度行動計画といたしましては、今、申し上げたことになりますけれども、飼養衛生管理技術を改善いたしまして、豚の生産性向上を進めるとともに、エコフィード、ＤＤＧＳ、飼料米などの未利用低利用資源を活用することを進めてまいりたいと思っております。

また、先ほど懇談会を設置したということで御説明をしましたけれども、関係者の皆様に理解醸成をいただくような取組を進めてまいりたいと思っております。

アニマルウェルフェアにつきましては、18 年度の課題としましては、先ほど御説明しましたとおり国際的な動向を踏まえて、我が国も独自の対応方向を検討しなければならんと考えておりまして、先ほどの資料にありましたとおり、19 年度から２カ年間をかけて、豚のガイドラインを策定してまいりたいと思っております。

３番目の項目の、多様なニーズに対応した国産豚肉の生産、供給の取組でございます。こちらにつきましては、消費者の食品の安全に対する不安や、食品表示に対する不信が広まっているということでございまして、豚肉についてもトレーサビリティを導入している取組がございますけれども、こういったトレーサビリティの導入に当たってのガイドラインを策定する必要があると考えておりまして、19 年度はトレーサビリティシステムの導入

に当たってのガイドラインを策定したいと考えてございます。

裏にまいりまして、４番目の項目でございます。自然循環機能の維持・増進でございます。先ほどのえさのところでも出てまいりましたけれども、こちらについてはエコフィードの安定的な供給・利用体制を整備するとともに、消費者の皆様にこういったエコフィードを使った豚肉に対する理解を進める取組が必要であると考えております。

19 年度の行動計画といたしましては、エコフィード認証システムを創設できないか検討してまいりますとともに、エコフィードがどういったところで発生するか、あるいはどういったところで確保し得るか、あるいは生産者の皆様がどういった利用、ニーズを持っているかというような、関係者の需給のマッチングを推進したいと思っております。また、エコフィードを利用した畜産物について、その科学的な評価を実施してまいりたいと思っております。

家畜排せつ物につきましては、家畜排せつ物法が本格施行されましたことを踏まえまして、その利用の取組を進めることが必要であると考えておりまして、19 年３月に家畜排せつ物の利用促進を図るための基本方針を公表しておりますけども、これに基づいて都道府県計画を見直ししてまいりたいと考えております。

３点目につきましては、家畜排せつ物の処理・利用施設をこれまでも整備をしてきたわけでございますけれども、19 年度についても引き続き利用してまいるとともに、メタン発酵をしているような事例がございますが、こういったメタン発酵で発生する消化液というような副産物についての利用促進をしなければならんと考えております。

こういったことにつきましては、モデル地域を設定して、そのモデル地域に対して助成をすることで、普及・推進をしてまいりたいと思っております。

５番目の項目といたしまして、疾病の発生予防と衛生管理水準の向上がございます。これは事故率低減に向けた取組が必要でございますし、２番目の項目としては、オーエスキーの清浄化の取組が必要だということでございます。

事故率低減に向けた取組につきましては、地域が一体となって取り組むことが重要であると考えておりまして、地域一体となった農場の清浄化、あるいは衛生管理の改善に対する取組を支援してまいりたいということでございます。

オーエスキーにつきましては、先ほどの資料の中にもございましたけれども、清浄化に向けた取組を関係者一体となって進めるために、意見交換を実施してまいりたいと思っております。

６番目の項目の、国産豚肉の消費拡大及び食育の推進につきましては、めぐる情勢の中でもございましたけれども、国産豚肉につきましては家計消費のところで圧倒的なシェアを持っている一方、業務用加工向けが非常に弱いということでございまして、先ほど志澤委員から、費目別の自給率 73%を目指して頑張るんだよなという御指摘がありましたが、そういった自給率の向上を図る上でも、国産豚肉を使用した新たな食肉加工品の開発の取組を実施していく必要があると考えております。

資料６と７につきましては、個別に説明は申し上げませんけれども、今申し上げたようなことが記載をされておりますので、御参照いただければと思います。

以上です。

○信國座長　ありがとうございました。

ただいま御説明のあった行動計画について、それぞれ御意見をいただきたいと思います。

これはくどいようですが、資料５で説明されたけれども、最終的に承認するのはむしろ資料７だという理解でいいですね。

○俵積田課長補佐　さようでございます。

○信國座長　ですから、概要という形で資料５で示してありますけれども、細かい計画自身は資料７だという整理で、御質問なり御意見を伺いたいと思います。

できるだけ関連の御質問、御意見をいただいて、ある程度数名グループ化したところで、こちらからお答えするという形にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

特に分野を限定いたしませんので、どなたからでもよろしくお願いします。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員　エコフィードについてですが、行動計画に書かれてあるようなことで、どんどん積極的にこのような方向で進めていっていただければいいなと思うんです。

それで今、全国 140 カ所ぐらいで推進されてきているということで、順調に成長しているという評価だと思うんですが、これについて私、今、最近２つぐらい考えていることがありますので、それを紹介したいと思います。

１つは、ここにエコフィードの認証制度ってありますね。これについてはエコフィードの認証と、それから認証されたエコフィードからつくられる豚肉の認証についても、実は私、お手伝いをしているんです。

この仕事というのは、要するに生産者に環境に優しい豚肉をつくっているんだよということをみんなに知ってもらうということで、消費を拡大しようというインセンティブを与

えるということで今進められて、とってもいいことなんです。

先日ですが、関西のものすごい大きな、ある生協の人と話をしていたときに、「どうでしょうかね、畜産物に関して、環境に優しい豚肉をつくっているよということが、生協の皆さんの消費拡大につながるか、アピールするか」という話をしたんですね。

そうしたらそのとき、「いや、阿部さん、まだ畜産物はそこまでいってないな」と言うんですよ。だけど、ちょっと待てと。片一方の野菜だとかお米というのは、いわゆる低農薬、低化学肥料、特別栽培農産物ということで一定の評価を得ているし、市場においても一定の地歩を確保していると。食べるときには、そういうお米と野菜と肉を一緒に食べるんだから。

これは論議をしたときじゃなくて、これから私が言うのはその後で考えたことですが、そういう野菜とお米と食べる肉、一緒のレベルで全部エコなんだということに、この畜産物もレベルアップしていくことを考えていかないと、ばらばらに考えてしまって食育とやっても意味がない。

そこら辺の啓蒙というんですかレベルアップして、ほかの食品と同じようなことで、エコについて訴えていくという努力が、農水省の皆さんもそうだし、我々教育者もそうだし、それから私の横におられる伊東さん、要するに消費科学連合というか、消費の皆さんもそうだし、生産者の皆さんもそういう努力をしていかねばいかんなと思っております。いろんな分野の方がおりますから、一生懸命やりましょうということが１つです。

それからもう１つは、これも釈迦に説法なんでしょうけれど、いわゆるエタノールの生産ということについて、国内でもやろうじゃないかということで、どんどんどんどん議論があると。

それで見ていきますと、地方によっていろいろ素材が違うんだけれども、エコフィードだとか食品製造副産物だとか、それからホールクロップの稲だとか稲わらだとか、いわゆる飼料とか競合するような分野がいっぱいあるわけですね。

それで心配することの１つは、少ない資源の取り合いになってはつまらないということだから、それはきちっとお役所の皆さんがウオッチをして地域の特性を評価しながら、これはこうだろう、これはあっちだろう、こうだろうという差配をしなくちゃいけないということが１つあると思います。

もう１つは、そういう縄張りだけじゃなくて大切なことは、カスケード的な利用ってありますよね。例えば、あるビールメーカーが、ビールかすからエタノールをつくるという

ことをやっている。そうすると、そこから出るビールかすは飼料に向くのは少なくなるけども、酵母はたくさん出てくるだろうから、それは酵母の菌体として利用しようとか、例えば北海道でもしもジャガイモから、今まではでん粉原料ですが、それからアルコールをつくろうとしたときには、今のでん粉原料と同じように、バイプロダクトとしてでん粉かすが出てくると。じゃあ、それはその地域の豚だというカスケード的な利用で両者が生き残っていくと。

要するに日本の場合にはえさも食料も大事だし、エネルギーも大事なので、両方大切にしていかなきゃいけないから、１つ今言いましたように、仕分け、振り分けをすると同時に、振り分けだけじゃなくて、両者が生きるようなカスケード的な利用は、霞が関の先生方に一生懸命やっていただきたいなということを考えております。

以上です。

○信國座長　関連してどなたか。

具体的にどこかこの部分をこういうぐあいに直せというあれはないわけですね。

○阿部委員　こういうときにそういう配慮も、どういうふうにしていくと、概念的にそういうことも入るとエンカレッジされるだろうということです。

○信國座長　はい、わかりました。

坂東委員、お願いします。

○坂東委員　エコフィードに関する件ですけども、具体的な点でお聞きしたいんですが、先ほどの資料４の養豚をめぐる情勢によりますと、平成 15 年度に 17%利用されていましたと。17 年度は 21%ですよと。今回これは一応、27 年度は 53%を目標にしているということですけども、その中で今年度のエコフィード、特に食品残さの利用も含めて、もちろん行動指針、行動計画に対して、年度別のそれの指標はあるのかどうかが１点目。

もう１点は、科学的評価という発言があったんですけども、例えばエコフィード並びにそこから出てきた商品に対する科学的評価というのは、具体的にどういう形でされるのかなという点です。これが２点目です。

３点目は御存じのように、エコフィードはいろいろあると思うんですね。例えば食品工場から出てくるもの。一番物量的に大きいものは、言われている外食産業並びにスーパーから出てくる賞味期限切れ食品とか残さですね。要は分別の問題ですね。

これは、それぞれ内容は違うと思うんですね。その辺で取りまとめるというのは、それぞれ個々によって取りまとめをしていくのか、あるいはエコフィード全体の中で１つの基

準をつくっていくのか、その辺ちょっとお聞きしたかったんですけども。

○信國座長　エコフィードに関して、ほかに関連ございますか。

　堀江委員、お願いします。

○堀江委員　先ほどからお話しあるように、とうもろこしのバイオエタノールということで、私ども畜産農家は今は安定基金がありますけども、これが年度の終わりになると安定基金も切れてくるということで､エコフィードの利用は推進しているわけでございますが、現在、収集業者の方々が大変苦慮している。このエコフィードを推進するために、今まで収集した業者さんの中で、収集の価格の値下げが始まっているということです。そうすると、できてきた製品、エコフィードに対しての値段がかなり上がってくるというのが現状なようですよね。

　それとあとは、実際エコフィードは 20%リサイクルすればいいんだと。あとは燃しちゃってもいいんだよという話で、今、東京都の場合だと 13 円ぐらいで焼却できるから、そっちへ回しちゃうという業者さんも出てくるのが現状らしいんですよね。

　そうすると、我々が使おうとしても量の確保の問題、あるいは価格の面で、そんなに現在のえさ価格から生産費が低減できるかというと、その辺の問題も今、抱えております。

　それと先ほど阿部先生からお話しされましたように、私はこのエコフィードを始めるに当たりましては、まず私どもの近くにできる工場については、かなり分別はきちっとできる工場ですので、それは問題ないし、それでできてきたエコフィードについても、昨年度は畜産試験場のほうで肥育試験も終わっておりますし、その間、血液検査等も終わりまして安全性は確認されているんですけども。

　食品残さで出てきた製品については、その現場にストックができないというのが産廃法で規制されているそうでありまして、できたエコフィードをすぐ農家へ運ばなくちゃしようがないということで、そういう点ですごく今、利用するほうで苦労しているということが１つございます。

　それとあと、阿部先生がさっきお話ししましたように、私はよい商品のエコフィードが飼料としてできるわけですから、それでつくった豚肉が、本当に皆さんに受け入れられなきゃしようがないんだなということで、それを今盛んに消費者団体の方々と話し合いしながら、また、私たちの使うエコフィードは、こういう形で分別されてできますよということを、逆に私どもが消費者に、これをアピールしていかなきゃいけないと。それじゃなければ、うまく循環ができないんじゃないかと思っております。その辺、国のほうでもそう

いう安全性という面につきまして、消費者にかなりアピールしていただきたいということでございます。

○志澤委員　実際エコフィードというか、要するにリキッドフィーディングを使って今やっていますけれども、食品リサイクル法の中で私も委員をやっておりまして、産業廃棄物業者が今まで廃棄していたものを加工すれば、えさとして売れるという部分で安易にやられた場合に、もし畜産振興に結びつかないような問題が出たら困るということで、飼料安全法とか、それに対する規制の厳しさを要求したわけですが、それがかなり取り入れられているわけです。

できることならば、食品残さを使ったえさをつくる工場に生産者も一緒に加わって、認証して使うことが一番いいということは、今も言っているんですけれども、なかなかその辺は難しいところなんですね。

それからもう１つはリサイクルループ、今、中央環境審議会で、この間の委員会でもやったわけですけれども、排出するほうは20%と言っているわけですが、それを利用している生産者の肉を、できれば位置づけとしてちゃんと還元、要するに消費して出したほうのところに戻すという形で位置づけしてもらったら、かなり推進できるんじゃないかと。

出すほうは出すだけで、使うのは使いませんよというんじゃなくて、野菜の場合はそういうのがうまくいっているようですけど、畜産の場合にはなかなか難しいところがあるようでして。

できればエコマークでもつけて、エコフィードを使った豚肉については給食にも使うとか、あるいは量販店でも、ちゃんと何パーセントか扱うという数字目標を明示したらどうだと言ったら大分反発がありましたが、でもそんなことは出していかないと、なかなか排出側の理由で使うけども、使ってできたものはなかなか買わないということだと片手落ちになるんじゃないかと思っていますので。

○信國座長　それではお願いします。

○元村飼料専門官　まず阿部委員ほかの方々からお話がございました、エコフィードの認証だけではなくて畜産物の認証の必要性の御指摘ですが、現在、エコフィード自体の認証の仕組みにつきまして、平成19年度、今年度中にしっかりした形で立ち上げるということで、目標にいたしまして進めております。

また畜産物という問題になりますと、どの程度までエコフィードを与えたものがそれに当たるかとか、いろいろ技術的な問題も含めて検討しなければいけないことはあろうかと

思いますが、まずエコフィード自体の認証制度。さらにあわせて、その後エコフィードを与えた畜産物をどうやっていくかにつきましても、あわせて検討させていただいているところです。

それから、食品ですとか飼料に向くものにつきましては、そちらがまず優先であると。そういったものに向かないものをエタノール原料にということにつきましての認識は、行政としても同じ認識でございます。

また、カスケード利用につきまして、技術的な問題もございますので、そういったところは先生方にお話を教えていただきながら勉強させていただいて、検討・対応していきたいと思っております。

それから、めぐる情勢の資料の 16 ページの件ですが、これは食料・農村基本計画の中で平成 27 年度の目標としまして、食品残さの 53%をエコフィードに利用して、飼料全体での自給率を 35%まで引き上げていくといった計画ということで立てておるわけでございます。

ここが最終目標でございまして、実際には毎年度ごとの目標のこの数字までということが立てられているわけではございません。17 年度につきましては実績ということで計算しまして、こういった数字になっておるということでございます。

食品の残さの中にも、いろいろな物ごとに分別の問題ですとか、進め方は違ってくるわけでございます。飼料化の推進の方向として、箱の中で若干書かせていただいていますように、やはり食品の製造業ですとか卸、小売といったところが、そういう分別の問題ですとか、均質なものが利用できるということもございますので、こういったところの重点的な推進をやっていきたいということで考えております。

それから、消費者の方等からの信頼ということもあるので、安全性につきましてきっちりとした担保が必要だろうというお話がございました。

これにつきましては、食品残さのエコフィードの安全性確保のためのガイドラインを作成いたしまして、いろいろな飼料の区分ごとに、どういった点を遵守していただけば安全な飼料として、エコフィードを使っていただけるかということを整理いたしまして、広く紹介させていただているところでございます。

また、エコフィードの消費者の理解という面では、不安を払拭するためにも優良事例をきっちり見ていただくとか、そういった意味では、消費者の方も含めました現地を見ていただくような場の設定ですとか、それからいろいろなシンポジウムの開催ですとか、リー

フレット等でのＰＲでも理解を深めていきたいと考えております。

それから輸送経費の部分で、これだけ利用が進むことによって、逆に業者のほうからの値上げもありますよという話もございました。それぞれ優良事例と言われる形でやられている方、それなりの非常にいろいろな工夫をしながらされているんだと思います。

一般的にはそういった優良事例なんかも紹介しながら、結局、関係者の間での十分な調整をしていただいて、より安い原料を手に入れていただくということかと思います。

それから現場でのストックについては私ども、今の時点でどういう廃掃法上の問題があるのかということが、直ちに手元にわかるものがございませんが、もし具体的にどういう問題があるのかということがわかりましたら、何か対応があるのかということは、また改めて御検討させていただきたいと思います。

それから、エコフィードを使いました畜産物の科学的な評価についての御質問がございました。これはＪＲＡ事業の中で理化学的な分析とか食味の検査、エコフィードを使いますと、最近技術が改善されてきましてそういうことはないんですが、えてして畜産物の品質が、かつては維持できないという問題もございましたが、そういうことを科学的に、ちゃんとしたものだということを実証するということ。

それから、エコフィード自体をより簡便に評価するための、近赤外分析での品質の評価の事業もやらせていただいております。

以上でございます。

○信國座長　よろしいでしょうか。

ほかの件で。

矢入委員、どうぞお願いします。

○矢入委員　資料７の６ページの５番に、疾病の発生予防と衛生管理水準の向上が挙げられているわけですけれども、この中の一番上の「各種事業を活用し、地域が一体となった農場の清浄化や飼養衛生管理の取り組みを支援する」となっているんですが、この各種事業というのはどんなものがあって、それから取り組みを支援するのはどんな支援をするんですか。具体的にもし、わかればお願いしたい。

こういう事業とか支援をするというのは、非常にありがたいことではあるんですけれども、これを農家にどのような形で知らしめていくのか。地域が一体となってということになれば、農家全体にこういうことがあるんだよということを十分理解してもらわないといけない。コンセンサスをとらないといかんと思うんですね。

そういう中で、このことをいつごろ農家までおろして、一体どうやってやっていくのかということが具体的にあれば教えていただきたい。

それから備考のところに、ＰＲＲＳに関する試験研究を推進するということになっているんですが、このＰＲＲＳにつきましては、ここにおられる志澤会長のところのＪＰＰＡでもいろいろな形で勉強会等をやっているわけですが、この試験研究を推進するという中で、対策のマニュアル等がつくられるんではないかと思うんですが、それはいつごろ出して、それについて農家で対応していくのかということがわかれば教えていただきたい。

○信國座長　ほかに衛生問題について。

志澤委員。

○志澤委員　私ばかり発言が多過ぎて申しわけないんですけれども、今、えさ高の問題、それからいかにコストを下げるかというので、ＰＲＲＳを含めたサーコですね。疾病率が高くて事故率が多くて生産性が低くなっているというのはコスト高になるわけですが、こういう意味では今、矢入委員がおっしゃったような部分も含めて、行動計画を含めてですね。ハーモナイゼーションで認められている海外のワクチンで疾病が押さえられるものであれば、特にサーコですけども。

このことは衛生管理課もこの間、千葉の実態を見ていただいたわけですけども、一日も早くこのような形の取り組みを、ワクチンで安全性の確認がとれるのであれば、それを使うことによってのアニマルウェルフェアの問題にも影響すると思いますので、それはお願いしておきたいなと。

もう１つ、以前の養豚問題懇談会でも話題になったと思うんですけども、各屠畜場の衛生検査をしているわけですね。平均すると 300 円ずつ払っておるわけですけれども、それのデータを、家畜保健所を通してきちっと分析して、そして養豚家に戻すということをすると、もう少し地域一体の疾病の浸潤状況とか、改善状況がわかると思うんですね。だからぜひそんなことも、ひとつ検討していただければありがたいなと思っています。

それに合わせてもう１つ、非常に重要な話ですけれども、疾病問題、人手不足等を含めて考えますと、１９年度は生産農家が増えたというので、私ちょっとびっくりしたんですが、農場では海外から社員としての受け入れをしているわけです。そういう中で驚いたことに、要するに獣医師であればワクチン投与、妊娠鑑定、あるいは鉄剤を打つことはできるが、獣医師でない人がそういう行為をしたら獣医師法違反だということを、実は法務省から言ってきているわけですね。

本当に自分の財産を、あるいは養豚振興をしっかりやろうといって、例えば種をつけて21日目に妊娠鑑定をしたら違反だというわけですね。こんなばかな話があっていいのかということを考えますと、このことも今日は議論しておかないと、疾病が始まったときに早く治療しなきゃいかん、あるいは早く手当てをしなきゃいかんという時に獣医じゃなきゃだめだという話が、本当に法的にそうであったら、獣医師法そのものを大至急改善していただかないと、日本の養豚産業は終わりになっちゃうんじゃないかと思います。先ほどのアニマルウェルフェアと同じだと思うんですね。

ちょっと飛びましたけれども、その辺も御検討いただきたいと思います。

○信國座長　それでは調整官、お願いします。

○山本国内防疫調整官　豚の慢性疾病、これは具体的にどういう進め方をするのか、あるいは事業の内容はどうなっているのかという質問がありましたが、めぐる情勢の29ページをお願いします。

29ページの一番下の機械的な説明を先にしますと、【農林水産省の取組】として下に矢印で３つあるわけですが、これが具体的に進めていく上での、事業ごとに書き分けているものです。

最初の調査研究の推進については、農林水産研究の高度化事業という中で、ＰＲＲＳ等の慢性疾病についての汚染実態の調査や、飼養衛生管理技術の確立というものを、実際に農家に入っていろいろ調査して、分析もしております。それの結果を踏まえてやっていくということで、科学的に解明を進めていこう、対策を進めていこうというものであります。

その下２つは、具体的に地域で進めていくツールでありまして、地域一体となった清浄化、ＨＡＣＣＰを活用した飼養衛生管理等を支援ということで、これは交付金であります。ということで、都道府県を通じて養豚地域の衛生管理の推進という、いわゆるソフト的な部分で利用していこうと思っているものです。

その下は、書いてありますように必要な器具、資材の導入等に対する支援ということで、これは地域養豚振興特別対策事業です。

この３つを組み合わせていくということで、事業の内容がどうかということではこうなります。

肝心なのは進め方でありまして、慢性疾病、サーコとかも絡んできますが、いわゆる複合的な原因が非常に絡んでいると。

国としても、私もですけども、実際に現地に養豚地域の調査に専門家とともに入ってお

ります。非常に多様な原因が関与していると。個々の農家さん、必死で頑張っておられます。

どうやって進めるかということですが、これは畜産、養豚地域においては個々の農家でやるということに加えて、その地域において、ある程度統一的に取り組んでいく。具体的に言うと、地域対策協議会をつくって、面的な最低限の衛生管理の水準も維持して、さらに個々の農家も対応していくという車の両輪でやっていくことが必要であると思います。

この交付金については、家畜保健衛生所が地域の対策協議会の中に入っていく。私の思うのは、例えばですけども、堆肥舎を３軒で共同利用しているとなれば、その共同利用のルールがなければ、一番汚染された農場に衛生水準がそろってしまう、悪いところにそろってしまう。

だから地域共通のチェックリスト、飼養管理基準をその地域地域で設けて、それをチェックしていく。さらに個々の農家をやっていくというようなことを、具体的に力を入れて進めていく必要があるし、今年度進めているところであります。

あとは、屠畜場のデータの家保での利用。これは志澤委員から御発言ありましたが、現実に一部地域では進められていて､おっしゃるとおり非常に成果があるものでございます。生きている状態でわからないものも、終わったら当然屠殺する時点では細かいチェックもできるということで、これについては以前、国でも事業を組んでいたこともあり、最近の屠畜データの再利用について、ぜひこちらとしても考えていきたいと考えております。

あと、海外社員の話はちょっと個別に状況をお聞かせ願って、要は社員、従業員でありますから、海外の方でも日本の従業員でもそこで差があるわけではありませんので。自己財産ということで、農場主なり社員が当然できる行為であれば、海外社員だからできないということはないんで、法務省なり法務局の見解をお聞かせ願いながら検討したいと思いますので、またそれは別途お聞かせいただければと思います。

○大石総務班課長補佐　ワクチンの話が出ましたので、一言情報提供というか、対応方針を御紹介したいと思います。

ワクチンは御存じのように、医薬品と同じ薬事法に基づいた承認制度がございまして、いろんなデータをいただいて、それをもって科学的に審査をして、その上で農林水産大臣が承認をするというシステムになっております。

正直申しまして、サーコワクチンについてはまだ申請がございません。出てきたらこういう状況でございますし、なるべく迅速な事務の処理を行いたいと思います。

それからもう１つ、食品安全基本法に基づいた、これは豚用のワクチンでありますので、食用の動物に用いる動物用医薬品については、食品安全委員会の意見を聞かないといけないというステップもございます。このステップを省略するわけにはいきませんので、その辺は御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○信國座長　そのほかのところで。

堀江委員、最初にお願いします。

○堀江委員　今の関連ですけども、ＰＲＲＳサーコにつきましては非常に深刻な問題でございます。これがこのまま浸潤していきますと、先ほどもお話にあったアニマルウェルフェアの問題、あるいは自給率にかなり影響が出てくる問題でありますので、今、ワクチンの問題もございましたけども、早急というぐらいに、国のほうでも施策を立てていただいてやっていかなければ、私たち生産者だけじゃどうしようもできない問題も抱えております。

先ほど志澤委員からお話しいただきました、屠畜場でのフィードバックという問題は非常に大切なものでありますので、ぜひ国の主導でやっていただきたいと思います。

以上です。

○信國座長　矢入委員。

○矢入委員　今のお話しの中で地域対策協議会という名前が出たんですけれども、これはこういうものを立ち上げようとしているんでしょうか。それとも、昔、地域防疫協議会というのが豚コレラの時からあったような気がするんですが、そういうものも今はまだ残ってはいるんです。あまり活動が活発ではないんですけど、残っていると思うんですが、そういうものを変えようとしているのか。

○山本国内防疫調整官　ちょっと説明が不足だったのか、申しわけありません。

豚コレラのような一般論としての自衛防疫、地域の防疫協議会というのがあるんですが、養豚の慢性疾病の件に関して、具体的な協議会を設けていくことを考えております。

○矢入委員　はい、わかりました。

○信國座長　よろしいでしょうか。

では阿部委員、お願いします。

○阿部委員　今と関連したことですので、ここでお話をしたほうがいいと思うんですが、先ほども議論になった動物福祉ですね。私も勉強しようと思って、この委員会にも入って

いる東北大学の佐藤衆介さんにヨーロッパの資料をもらったりして見たんですね。

そして見ていますと、確かに纐纈先生言われるような、要するに家畜の飼い方を制限するようなおそれもないわけじゃないんですが、よく読み込んでみますと、例えば豚の場合は衛生管理の徹底なんですよ。それがかなり多いんです。

きょう今、話題になっているような病気を持ち込むのを、どうやってシャットアウトするかと。病気にかからないためにボディコンディションをどうやるか、飼料給与の適切さを考えるということが多い。

私は委員じゃないし、そこら辺まで言う権利も何もないんですが、この２年間の検討の中で、先ほど述べましたように、日本の調査をした結果をうまく、日本の生産に利あるような形でつくっていく。

今、アニマルウェルフェアは日本で基準を持たないということは、対外国について考えると、それは一定のものを作らなくちゃいかん。そのときに、衛生管理と背中合わせの形でやっていく。アニマルウェルフェアの基準をきちっと守ることによって、懸念されております、今いろいろ説明があったようなことを、かなりこれで回避できるというニュアンスですね。越権ですが、検討していただければありがたいということです。

○信國座長　ほかに。

○坂東委員　２点あるんですけども、１点は配合飼料高騰に対する対応の件です。この中で、ここにありましたＤＤＧＳ、未利用資源の利用の検討となっております。

御存じのように、今回飼料の高騰というのは、確かにバイオエタノールの問題がありますけども、もう１点は、国際的にＢＲＩＣｓを中心に新興国の台頭なんですね。そうなってくると、今後原料を多角的に買いつけするにあたり弾力性が必要だと思うんですね。

その点で言えば今回、例のＳＢＳの枠が増えた、さらにその中の団体並びに各会社での枠もなくなったと。非常にこれは弾力的にそういうものに対して対応できるということで、非常に喜ばしいことと思います。

もう１点、それに絡んでくるのは、逆に今後新原料の採用の件です。現在の状況を言いますと新原料は飼料メーカーが素材を自分達で探してきて、そして検証して安全性を確認して農材審に出しているわけですよね。

飼料高騰に本当に取り組もうとなった場合に、未利用資源並びに新原料の探索にも、行政サイドも積極的に関わってほしいなというのが１つの希望としてあります。

それともう１点は、ジャンルが変わるんですけど、国内豚肉の消費拡大と食育に関する

件です。確かに飼料の高騰もそうですが、消費者のいろんなニーズが全部コストにかかってきているんですね。そういうことで、食育や触れ合いも良い事ですけども、更に消費者が求めているニーズ、例えば部位の問題もそうですが、あらゆるニーズには全部、特に安全がそうですがコストがかかっているんですよということ。

この辺のことを消費者に対して、自分達が要求するものには、これだけ生産者の手もかかっているんですよという情報開示とアピールも同時に、この推進の中に入れていくべきかなと私、思うんです。その辺がちょっとなかったんですけども、そのあたりをお聞きしたかったんです。

その２点です。

○信國座長　関連してどなたか。なければ。

○元村飼料専門官　まずＤＤＧＳなり、そのほかの新原料についてということですが、ＤＤＧＳと申しますのはアルコールの蒸留した後のかすということで、とうもろこしそのもの自体の代替ではないんですが、若干栄養成分等は違うんですが、当然アルコール発酵ということでとうもろこしが使われているわけなので、そういう副産物について、これからこういったものも使いながら多角化していくということでの検討をしておるわけでございます。

ＤＤＧＳにつきましては、どういった点が使用する上での問題があるのかということ、これは実際に使われる方からも情報をもらいまして、それについての対応をマニュアル化していくということで、今年から始めておるわけでございます。

そのほかにも多角化という意味では、例えばとうもろこしにつきましても、現在アメリカ一極集中という形なわけですけれども、どうしても安定的な供給という形からは、アメリカのとうもろこしが捨てがたい部分があるわけですが、南米のほうからのとうもろこしの輸入につきましても、飼料業界を中心に検討をしていただいておるところです。

そのほかの新しい原料ということで言いますと、余り突拍子もないような原料をどこかから掘り出しくるということは、現実問題としてはそれほどございませんので、やはり実際にそういうものを使われている方から具体的なお話がありましたら、飼料安全法に基づくような、飼料の輸入業者の届け出が要るわけですけれども、そういった中で安全性の問題がないかも確認しながら、使っていただいているという実態でございます。

なかなか国の方から、全く新しい原料を探索することは知見的にも難しいのではないかと考えておりますが、現在そういうようなことでの対応がなされているということでござ

います。
○徳田畜産企画課長　先ほどの、飼料高騰に対しての消費者への理解ということで御質問があった件でございますが、現在の飼料高騰に関しましては、生産者の努力のみでは吸収できないものがありまして、それはやはり適切に小売価格へ転化していく方向で考えなければならない。
　そのためには何より消費者なり、あるいは加工流通業者に理解してもらうことが重要と考えておりまして、国の方で本年５月に理解醸成のための協議会を設置して、生産者を初め加工流通業者、消費者の方に構成員となってもらって、相互の理解醸成のための意見交換を行っているところでございます。
　この中で、消費者の委員の方からも、逆に理解醸成のためには生産性に向けた生産者の取組について、消費者に積極的に情報提供してくれという話もあります。また、生産者が消費者に対する要求にこたえるためにコストが高くなっているとか、あるいは非常に努力をしているということの説明も重要であります。
　そういった生産者の努力もきちんと紹介しながら、パンフレットを作って消費者に理解をされるよう努めてまいりたいと思います。
　この活動につきましては、地域段階での取組も進めて努力していきたいと思っております。
○北池畜産技術室長　先ほどのアニマルウェルフェアの関係で、衛生管理の面のお話もございました。先ほどちょっと紹介しておりませんが、参考資料４の一番最後のページで、アニマルウェルフェアの飼養管理に関する検討会の委員の先生方の名簿を御参考に載せさせていただいております。
　これを見ていただきまして、日本獣医師会のほうからの御推薦の委員も入っていただきまして、関連の多方面の方でいろんな面での御議論をしていただくという形を考えているところでございます。
○信國座長　どうぞ、大分時間も押していますのでよろしくお願いします。
○志澤委員　先ほどの疾病問題ですけども、これは個人情報保護法等があって、どうも各県の、例えばオーエスキーの浸潤状況を正常化しようとして一生懸命やっているところがあって、一方ではそれに反しているということになりますと、なかなか難しいわけですね。
　これは我々の責任があるわけですけども、行政のほうもそういう指導で、できれば公表して、できるだけ清浄化に向けて、どこがちょっと黒いよということもやっていかないと、

せっかく10何年かかっているのに、いまだに清浄化できていない。まずオーエスキーが清浄化できないことには、次のＰＲＲＳやサーコはなかなか難しい話なんですね。

ですからぜひその辺を、もう一度防疫要綱を含めて、地域防はあってないような話なんですね。だからこれは我々の責任も大きいわけですけども、その辺を推し進めていただきたいなというのが１つ。

それからもう１つ、去年の報告で、ＳＢＳ制度の全量化というのがあるんですけど、これは本当に完全に、韓国並みのような状況になったのかどうかというのを確認させていただきたいんですね。

もう１点が、平成８年に畜舎は建築基準法を大分緩和していただいたわけですけれども、最近耐震強度の問題で、同じように畜舎も耐震強度の規制がかなり厳しくなってきているわけですね。畜舎に耐震強度は必要だと言えば必要になるんですけども、この辺の規制の緩和をしていかないと、コストが大分高くなっていって大変だということを、もう一回確認をしていただければありがたいと思います。

○元村飼料専門官　ＳＢＳ、これは飼料用麦の売買同時入札制度のことですが、飼料用麦の輸入につきまして国家貿易になっておるわけですが、これはＳＢＳでの輸入ということに、現時点で全量切りかえております。

韓国と同じようなことなのかというお話がございましたが、ＳＢＳというのはあくまで国家貿易の１つの形態なわけですが、品質面で特段制限は設けておりませんので、個別の需要に応じまして、好きなものを入札で落とせる仕組になっておるということでございます。

○徳田畜産企画課長　先ほどの建築基準法に係る耐震性の問題でございますけども、この面につきましては、従来から畜産の畜舎につきまして過度な規制がかからないように、農水省としても検討を進めているところでございまして、中畜で勉強会とかやっています。具体的に個別なものがあれば、これは安全性とも関わってきますから、十分なデータ等を蓄積しつつ、こちらも主張していくことが大切だと思いますので、勉強させていただきたいと思います。

○信國座長　伊東委員、消費の面から何かございますでしょうか。

○伊東委員　今までずっと会議を聞かせていただきまして、これだけ一生懸命に生産者や関係の方々が手を尽くし検討している事を、消費者はほとんど知らないと思います。

私ども、消費者団体に入っていて、少しでも関心を持っていれば、食品残さについて耳

にする事がありますが、一般の集まりで例えば「エコフィードってわかる」と聞いても、ほとんどわからない方のほうが多い状況です。

ですから先ほどお話にありましたように、消費者に向けてＰＲをしっかりしていただかないと、「エコフィードって何」ということになってしまい、全体に浸透するのは難しいのかもしれません。私どもで消費者大学を開講しても、実際に集まってきてくださる方というのは、やっぱり消費者運動をしていらっしゃる方とか、関心のある企業の方が多くて、一般からの公募がほとんどありません。

ありがたいことに最近はインターネットがありまして、インターネットを開く人が大分多くなっているようですので、こういう会合のことについても、インターネットで一般の方たちにわかるように、あまり難しい言葉ではなく発表していただけたらありがたいと思います。

○信國座長　どうもありがとうございました。

小田切委員、いかがでございましょうか。特段ございませんか。

○小田切委員　資料の５ページの、関係者の理解醸成のための意見交換というところですけど、生産・加工・流通・消費という流れで申し上げますと、多分生産のほうはここ数年、かなり良かったんだろうと思うんですけども、加工・流通がかなり疲弊しておりまして、一言で言えば今のマーケットは、売価主義になっているんですね。ここを何としても原価主義に戻して、商売のやり方を変えていかないとだめだなと思っているんですけども。

その中で納入条件といいますか、毎日新聞に極上、上、中、並、等外という枝肉の基準価格が発表になるわけですけども、現実は上物の加重平均に指数化をして、かつ１頭分の取引ではなくて部分肉の取引ということで、その部分肉の指数を積み上げていくとセット価格にならないという現状になっているんだろうと思うんですね。

そんな中で日本の豚についても、海外品との競争の部分だとか、いわゆる１つの品種、えさ、飼養日数、飼養管理というふうに考えましたら何が違うのというところで、差額関税の問題はありますけども、日本の養豚についても、旨さだとかその辺に切りかえて今、取り組んでいる農家なんかも多くなっています。

特に６番目の加工仕向けの部分ですけど、データ的には 5000～6000ｔ国産をお使いになって、輸入品は月に２万～２万 3000ｔ使っていると思うんですが、非常に国産が多くなっているというのはその辺だと思うんです。

１つの例としてスーパーの店頭を見ますと、生ハムドライ製品、１万円／kg から海外品

は３万円ですよね。国産のメーカーがつくっているものは 2500 円ぐらいじゃないかと思うんですね。

昨今はドイツのフランクフルトも 3000 円／kg と。日本のメーカーが下段で売っているのが大体 1300 円ぐらいだろうと思うんですね。その辺に１つのポイントがあるのかなと思っています。

各スーパーもいろいろブランドをつけまして、生産農家に入って仕上げの２カ月のえさを変えるとか、麦を多くするとか、多少の手心を加えてやっているのが現状ですけども、その辺については大きく方向転換していかないと、国際競争力という部分では勝てない状況になっているのかなというふうに実感をいたしております。

○信國座長　どうもありがとうございました。

西馬場委員、お願いします。

○西馬場委員　皆さん言われてない部分で、項目３の中の豚肉のトレーサビリティシステムのガイドライン策定と書いておりますが、なかなか牛と違って難しい部分があって、私どもも大分推進しようとしておるんですけれども、逆に流通面でのかなりのコストアップにもなりますし、今イメージしているトレーサのシステムガイドラインはどんなイメージされているのかとか、ちょっとお聞きしたい。

今、小田切委員もおっしゃいましたけども、原価で売るというか、そういう感覚が要るといいますか。この間たまたま香港に行ったんですが、日本の豚はグラム 800 円ぐらいで売っているんですよね。それが全部売れるわけではないんでしょうけれども、やはりそういう面での努力が必要。

それと、資料７の４ページの「生産者集団による銘柄化の取組を支援」と、これもちょっとイメージがわかりづらかったんですけれども、どんなイメージを考えておられるのかなということですが。

○信國座長　あと、まだ発言ない方に一渡りお聞きしたいと思います。

本多委員、何かありますか。

○本多委員　私は環境関係でこちらの委員になっていると思うんですけれども、なかなか養豚問題という中に、環境が本当の姿をあらわしてこないような感じがするんですよね。

今、こちらのほうでは堆肥をつくって利用促進ということで、いろいろあるんですけれども、実際、環境問題で養豚では一番問題になるのは汚水処理、それから悪臭対策、悪臭の苦情ですよね。

死活問題、いろいろな話があるんですけれども、おやめになった養豚農家の方々が大概、環境問題で厳しくなったからやめざるを得なかったという形でやめていく方が非常に多いわけですね。今、衛生問題と環境問題というのは、本当は養豚問題の中で大きな問題だと思っています。

ただ、衛生なんかと違って環境の場合には、例えば汚水処理の問題なんかですけれども、問題だ、問題だと養豚業界から出せない部分、出しにくい部分、こういう課題の中にどんどん入れていくと、今、じゃあどうなっているんだとか、いろんな問題が出てきます。

例えばいつも私、言っているんですけれども、１戸当たりの飼養頭数が今 1200 頭以上になっています。そうすると、最低でも排水は 10ｔ、20ｔと１農家さんから出てきます。そのくらい出てきたら、畑へ還元とかそういうことはほとんどできないので、浄化槽をつくって処理をして放流ということしかできないんですけれども、現に今そういう浄化槽の普及率がどのくらいあるのかというのをしっかり調べていくと、浄化槽をお持ちでない農家さんはまだまだたくさんおられて、一応農地還元していますという言い方。

九分九厘施設整備は終わっていても、尿だめができていれば施設整備は終わっているという話になっていますので。また、浄化槽をつくっても、放流をさせてもらえない。浄化槽をつくっても放流ができない人たち。じゃあ実際、毎日 10ｔも 20ｔもどこへいっているんだろうという部分もあったり、悪臭対策もあるんですね。

でも、その辺の問題というのは課題にも今、挙げにくい問題として、この養豚問題懇談会の中で、その辺の問題を本当に課題として真剣に挙げていっていいものかどうかというところも、私はとても心配しているんですけれども、発言がどうしても少なくなっちゃう原因なんですが、いかがでしょうか。

○信國座長　纐纈委員、アニマルウェルフェアはおっしゃいましたけども、それ以外のことで。

○纐纈委員　さんざん言いましたから、もういいです。

○信國座長　それでは、役所のほうで。

○俵積田課長補佐　それではまず豚肉のトレサのガイドラインについて、どのようなものをイメージしているのかということでございました。

トレーサビリティについては先ほど御説明申し上げた中でも、既に導入をされている方もあるということで申し上げたわけでございますけれども、実際にそれを導入して、どういう目的でそもそも導入するのかとか、あるいはそれに対してどういう効果が期待できる

のか。あるいは実際にそういうことをやろうとして、どういう手順を踏んで導入すればいいのかとか、あるいはトレーサビリティですから、生産・流通各段階で情報を記録、保管、伝達をしていかなければならんわけですけども、これについても今は統一的な基準が何もない状況なものですから、まずはそういったものについてのガイドラインを策定するということでございます。

これは19年度の事業として取組を予定しておりまして、生産の関係者、あるいは小売業者の方に入っていただきまして、その中でガイドラインを策定することとしております。

あと、地域での銘柄化の支援がなかなかわかりにくいということでございましたけども、これについては具体的に申し上げれば、数戸の生産者の方が生産集団を組みまして、そこで例えば銘柄化をしようということで、生産方式の統一化を図るのに必要な活動、あるいは器具、機材に対して助成をしているということでございます。

これについてはそれぞれの取組の内容、計画を判断して助成をすることとしておりまして、必ずしも一律にこれを支援するものではございません。

それと、今後我が国の豚肉についても、肉質を重視した生産をしていかなければならないのではないかというお話もございました。

これについては、実は家畜改良増殖目標を私どもは策定しておりまして、この中でも肉質の改良の必要性をしっかり記載をしております。

ただ肉質については、まず改良の場面で肉質を改良するとなると、それを具体的に数値として評価をし、能力測定をしていかなくちゃいかんということで、まずはその肉質評価のための具体的な基準づくりを今、進めているような段階です。

ただ、既に都道府県段階においては、一部の県で豚肉でも脂肪交雑が入ったような豚、そういったものを売りにした系統造成もされているというふうに承知をしております。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長　本多委員から、環境問題に関して幾つかの御意見なりがあったわけでございます。

この委員会の中で、意見が基本的には余り出ないということは、家畜排せつ物法が11年にできまして、それ以降、皆さんが努力して、管理基準に対応してきた成果があらわれているのではないかなと、まずは思っております。

それでも本多委員からの話によりますと、汚水の問題とか悪臭の問題でおやめになる方々もいらっしゃって、十分に浄化処理面で対応していない方もいらっしゃるというお話でしたが、そういった個別の問題につきましては、生産者団体の方々などを通して個別に

相談いただければ適切な対応をとれると思いますので、どうかそういったことでよろしくお願い申し上げたいと思います。

○信國座長　大分時間も押していますので、最後に。

○志澤委員　１つだけちょっと重要なところが抜けまして。最初の問題検討会のときにも出ていました、食肉センターの近代化・合理化。稼働率の問題で、これも８月から来年３月までということで、ことしの目標で「具現化について」と書いてありますけれども、先ほど６か７が再編整備ということですが。

日本には屠畜場がかなり多いわけですよね。多いということは、逆に言うとコストがなかなか下がらない。国際化の中で、これからＷＴＯがどういうふうになるかわからないので、この問題はぜひ当局も、具体的に５年後なり 10 年後にどういうふうにしていくのかというのがないと、屠畜場の再編整備をして稼働率を上げてコストダウンをして、そのコストが生産者にある意味じゃ負荷されているわけですので、ここに書かれておられますけれども、検討じゃなくて、具体的に１つの目標数値を出していただいたらいいなと思います。

○信國座長　ありがとうございました。

最後に、この行動計画（案）がこれでいいかどうか。今、志澤委員がおっしゃったように、具体的にここをこういう表現にしろというお話があればお伺いしたいなと思うんですが。

今まで意見を言われた部分というのは、どういう過程で基本的に反映させていくかという問題があるんですが、そこまではなくても、実態としていろいろ検討するということは、もうちゃんと目標を出せという意味も含めて、この表現でいいということで御了承いただけるならそれでよろしいんですが、それじゃどうしても問題だということであれば、手直ししなきゃいかんのかなと思うのでございますが。

そういう意味で、行動計画（案）をこの場で了承していただくということでよろしいか。当然今までの議論は議事録としてきっちり残して、行動計画が採択された裏には、そういう発言を踏まえた上で採択しているんだということになると思いますけれども。

よろしいでしょうか。

よろしければ先ほども言いましたように、途中で出た意見も当然この中に、そういう話があったということを含めて、先ほど申し上げましたように、そういうことで了承していただけたということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○信國座長　そういうことで、よろしくお願いします。

それでは最後に本川部長、お願いします。

○本川畜産部長　活発な御論議を、本当にどうもありがとうございました。まさにこの行動計画に従って我々は議論をし、政策を詰めて実行していきたいと思っております。その過程では、まさに今、座長に御整理いただいたように、今日いただいた意見を踏まえながら、成果を検討し、出していくということであります。

当然アニマルウェルフェア、今日は随分議論がございましたけれども、どういうものをいつまでに定めて実行するかという、まさにその実態調査を踏まえて進めていくわけでありますし、そういう中で我々、当然日本の養豚農家の方々が御心配いただくような形で、非常に圧迫を受けるようなものを定め、実行するという手順にはしたくないわけでございまして、それは御意見を伺いながら、私どもとして慎重に進めていきたいと思っております。

それ以外の配合飼料の価格の問題でありますとか、それから消費者の方々へのアプローチの問題につきましても今、消費者団体からも委員にお入りいただいて懇談会をやっております。そういうところで非常にわかりやすいパンフレットをまとめてみたいと思っておりますので、そういうものをお読みいただければ、まとめた段階でミニ集会でもお伺いをして、説明するということをさせていただきたいと思います。

いずれにしましても、いただきました意見を踏まえながら進めていきたいと思います。

それから細かいところでは、それぞれ担当からもう少し御説明をいただいて、クライファイをさせていただきながら進めていくということにもしたいと思いますので、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○信國座長　議事に「その他」というのがありますが、特になければよろしいでしょうか。

なければこれで閉会いたしたいと思います。

本日は大変熱心な御検討をいただき、ありがとうございました。本日御了承いただいた行動計画に基づきまして、養豚問題懇談会報告書の具体化に向けて着実な進展が図られますよう、関係者の皆様方の御協力、御努力をお願いいたしたいと思います。

最後に事務局のほうから何かありますか。

○北池畜産技術室長　信國座長、きょうはどうもありがとうございました。

本日策定しました行動計画に基づきまして、報告書に取りまとめました今後の養豚のあ

るべき姿の実現に向けて、各団体におかれましても着実に推進されますようお願い申し上げる次第でございます。

平成 19 年度の養豚問題懇談会は、これで閉会といたします。長時間、本当にどうもありがとうございました。

閉　　会